

第1回吹田市立自然の家指定管理者候補者選定委員会（第三者モニタリング）議事録

開催日時 令和5年11月16日（木） 午後1時から午後3時20分

開催場所 吹田市立自然の家

出席者 桑名委員、川上委員、築谷委員、岸本委員、刃物委員

会議公開 非公開

次 第

- 1 開会
- 2 出席者紹介
 - (1) 選定委員会委員の紹介
 - (2) 事務局職員の紹介
- 3 委員長及び副委員長の選任について
委員長、副委員長を選任
- 4 第三者モニタリング・評価について
 - (1) 第三者モニタリング・評価の方法（案）について
 - (2) 施設の概要及び施設見学
 - (3) 市及び指定管理者によるモニタリング・評価の報告
 - ① 担当課（市）としてのモニタリング・評価の結果
 - ② 指定管理者によるモニタリング・評価の結果
 - ③ 指定管理者候補者選定委員会による第三者モニタリング・評価
 - (4) その他
 - (5)

議 事

【委員長】

それでは、審議に入ります。委員の皆様には、忌憚のないご意見と、議事進行のご協力をお願いいたします。

それでは、審議案件の（1）第三者モニタリング・評価の方法（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第三者モニタリング・評価の方法について、ご説明申し上げます。

お手元の資料の「モニタリング評価シート」をご覧ください。3種類ございます。

- ① 吹田市作成モニタリング・評価
- ② 指定管理者作成モニタリング・評価シート
- ③ 指定管理者候補者選定委員会による第三者モニタリング評価

このうち、①吹田市作成モニタリング・評価調書、② 指定管理者作成モニタリング・評価調書については後ほど説明します。また、指定管理者との質疑応答も行います。

その内容を参考にしながら、委員の皆様にご記入いただくものが、③ 指定管理者候補者選定委員会による第三者モニタリング評価でございます。吹田市作成と指定管理者作成のモニタリン

グ・評価調書は49項目ございますが、委員の皆様には評価していただく項目は、そのうちの24項目です。

記入方法ですが、左端の数字の1から24の番号のうち、1から22までは、「第三者評価」欄にSからCの4段階の評価をつけていただきます。

S 協定書等を遵守し、その水準よりも優れた内容である。

A 協定書等を遵守し、その水準に沿った内容である。

B 協定書等を概ね遵守しているが、一部に課題がある。

C 協定書等を遵守しておらず、改善が必要である。

23と24につきましては、A、B、Cの判定をお願いします。

A 経営状況等が健全であり、安定的かつ継続的なサービス提供が可能

B 経営状況に一部課題があるものの、安定的かつ継続的なサービス提供は可能

C 経営状況等に課題があり、改善に向けた取り組みが必要

「第三者コメント」欄には、優れた点や課題、改善を必要とすることなどがあれば、記入していただくようお願いします。

コメント欄については、評価項目左の1管理運営内容、2利用者満足度、3提案内容の実施、4サービス提供の継続性及び安定性の4項目ございますが、説明をお聞きになり、施設を見学されて気の付いた点等を記入いただくようお願いします。

今回の選定委員会で、5人の委員の方に記入していただいたモニタリング・評価シートについて、一覧化したものをお示しします。

次回開催までに、モニタリング・評価シートのコメント欄にお書きいただいた委員のご指摘やご意見などを事務局で「第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」の「助言等の内容」として記載させていただきます。「対応策」の欄は指定管理者にご意見等に対する対応策を記入していただきます。

次回では、この表を委員会として、まとめていただくことを考えており、最終的に委員会としての答申として、この表が公表されることとなります。以上でございます。

【委員長】

説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を受けることとします。

【委員】

ただいま、市の評価シートについて説明がありましたが、評価シートの1番から3番をまとめて、我々が評価するシートの1番に記載されているという事で理解してよろしいですか。

【事務局】

そうです。委員の皆さんに評価をお願いする第三者モニタリング・評価シートには、市のモニタリングシートの26番から49番を1番から24番として記載しています。委員の皆さんは市のモニタリングシートの26番から49番の項目についての市のコメントと後ほど説明のある指定管理者のモニタリングの結果を参考に評価をお願いします。市のモニタリングシートの1番から25番については評価の対象ではないとご理解ください。

【委員】

我々委員が評価する項目は、市や指定管理者のモニタリングの項目すべてではなく、その一部で、資料として配られた第三者モニタリング・評価シートについては、委員が評価する項目を抜粋し、あらためて通し番号をつけているという理解でよろしいですか。

【事務局】

そのとおりです。あらためて通し番号を付けたので、わかりにくくなってしまったようで申し訳ありません。

この後の指定管理者と市のモニタリングの結果をお聞きいただいて、第三者モニタリング・評価シートの項目について、委員の皆様には評価いただくということです。

【委員長】

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

特にないようですので、第三者モニタリング・評価の方法については、事務局の提案どおりということでよろしくをお願いします。

～ 施設の概要及び施設見学 ～

【委員長】

施設見学が終わりました。引き続き、指定管理者及び市によるモニタリング評価の報告となります。まず、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、市のモニタリング結果について、ご報告します。

「【吹田市作成】令和5年度モニタリング・評価シート」という資料を御確認ください。指定管理者による管理において、サービスの水準や適正な運営を確保するため、定期的な実地調査や建物・設備に関する調査、書類確認、毎年度終了後の事業報告書等の確認などを実施しています。

49項目についてチェックを行い、S評価4項目、A評価43項目、B評価2項目という評価になりました。評価項目1番～25番は第三者モニタリングでは対象外の項目となりますので、評価項目26番以降についてご説明いたします。

評価項目26番～47番はS、A、B、Cの4段階、48番と49番はA、B、Cの3段階で評価しております。第三者モニタリングでの対象の項目の中ではB評価及びC評価となった項目はございませんでした。協定書等に基づき、適正に施設運営を行っているとは評価しています。その中でも、特に優れていると判断したS評価の項目4点についてご説明いたします。

まず1つ目が31番の「食中毒の防止など、利用者の安全を最優先し、給食・野外自炊材料の提供をしている。」という項目です。

「食堂業者の調理従事者について、食中毒の原因となる疾患の有無を常に確認され、栄養士等といった資格を有した職員を配置し、衛生管理の周知徹底を行っている。」ということで高い評価とさせて

いただきました。

2つ目が32番の「アレルギーに関する一連の対応や、食堂の衛生管理について、十分に行われている。」という項目です。

「一人一枚の【アレルギー対応シート】により情報把握に努め、食堂責任者、調理従事者等との情報共有を図り、喫食時にあたっては、一般食と区別がつくように名札プレートを付け、本人確認についても継続的に実施されている。また、食堂の衛生管理については、定期的に清掃を行い、専門業者による害虫駆除作業も実施されている。」ということで高い評価とさせていただきます。

3つ目が39番の「利用者サービス向上及び利用促進を図るための取組を行っている。」という項目です。

「ホームページにより予約状況等が把握でき、ブログにおいて施設の様子がいち早く届けられている。特に、新たな取組みとしてFacebookやInstagramなどの活用により、魅力的な情報発信に取り組んでいる。」という点で高い評価とさせていただきます。

4つ目が46番の「指定管理者選定時に提出した事業計画書に示されている【環境学習、自然学習、自然体験学習等の実施】に取り組んでいる。」という項目です。

「単なる体験の機会を提供するだけではなく、環境について学習する機会、継続して環境保全の取り組み機会、環境に関心を持つ人たちが交流する機会など積極的に取り組み、また、新たに雨天時においても自然観察として自然の家で生息する生き物の動画等を活用したプログラムを進められている点に着目したい。」という点で高い評価とさせていただきます。

簡単ではございますが、市のモニタリング評価報告については、以上です。

【委員長】

続いて、指定管理者による結果について所長から説明をお願いします。

【指定管理者】

最初に、指定管理を受けています一般財団法人大阪市青少年活動協会は、現在吹田市の3施設を含め5施設の管理を受け持っております。

それでは施設の概要とモニタリング評価についてご説明します。吹田市立少年自然の家は昭和55年（1980年）に開設され、令和2年に吹田市立自然の家に名称変更され、併せて指定管理者制度が導入され、大阪市青少年活動協会が運営を行うこととなりました。現在は、指定管理者側が10名、吹田市の職員が2名の計12名のスタッフで管理運営を行っており、施設の設置目的を念頭に事業を展開しています。

最初に施設の設置目的に合致した主催事業ですが、令和4年度は、①自然体験・環境学習事業、②社会的課題に対応した事業、③指導者養成事業、④高島市及び地域との連携交流活動事業の4つのジャンルに分けて、41事業・1,600人の参加者募集を計画し、最終的に37事業を開催し、1,202人の参加となり、ファミリーキャンプや自然観察会などを実施しました。

また、イベント事業の他に自主事業として、利用者の利便性の向上を目的に、給食や自炊材料等の食事の提供と自炊燃料、アメニティ及びクラフト材料の販売を行っております。

次に、経費の縮減に向けた取り組みでは、節電、節水、利用頻度に応じたトイレ洗浄液の排出量調整、吹田市の協力による照明器具のLED化、デマンド監視システムによる電気使用抑制の

意識化及びスタッフによる小規模修繕の実施などを行っています。特に、ボイラーの燃料である重油の高騰が続いており、使用時間の調整を行い節減に努めています。

次に、給食提供のアレルギー対策では食物アレルギーシートを活用し、利用者、保護者、自然の家そして食堂事業者が情報共有を行い対応しています。また、衛生管理の維持のために、手洗いの励行及び消毒用アルコールの提供を行っています。さらに、吹田市が提唱されている「健康すいた21」の取り組みとして、自炊活動では食事を作ることの大変さやみんなで食べる喜びを体感したり、魚つかみ体験では、つかんだ魚を調理し命を頂くという食育に繋がるプログラムを提供しています。

次に、利用者満足度に向けた取り組みでは、平等な利用の確保と適切な対応として、夏期利用及び市内の学校利用抽選会のエントリー方式を継続、市内学校利用の現地合同下見会の実施、リーフレット・利用しおり・アクティビティ集の作成、案内表示の掲出、活動協会の機関誌の発行、利用者アンケートの実施及び改善点の共有化、接遇・マナー等職員研修の実施、ホームページ・ブログ・Facebook・Instagram・YouTubeを活用した多彩な配信システムを活用した情報発信を行うなど、市内だけでなく市外の方にも情報提供しています。特に学校利用における満足度の向上では、クラスビルディングや自然観察ウォーキング及び生きた魚を調理し食する体験を行うなど協会が持つ専門性を活かしたプログラムの提供などを行うことにより、市内及び市外の学校利用の増加に繋がっています。

次に、事業計画書の目標達成については、直當時の最終年である令和元年度と比較し延利用者数、団体数ともに上回り、令和5年度も目標利用者数19,500人に設定されていますが、順調に推移しています。

次に、高島市内の施設や周辺施設との連携では、地産地消の観点からの食堂事業者による地元の野菜や近江牛の安価な価格での提供、地域連携として地元農園での収穫体験等、地域交流として高島こどもフェスティバルへの参加などを行っています。

次に、環境学習の取り組みでは、五感を使った体験プログラムの提供として、玄関ホールの魚の生き物展示、樹木札の設置、課題ハイキング「フィールドアドベンチャー」や自然観察会、新たな取り組みとして生き物観察の動画作成・昆虫標本コーナーの設置を行っています。

次に、施設の安全管理面では、協会内で安全管理基準を策定しそのマニュアルに従い、年2回の防火・防災訓練の実施、応急手当普及員の確認を持つ私が講師となる救急救命講習の実施、有人警備と機械警備の導入による24時間体制の監視、倒木の可能性がある危険木の除伐など安全管理・確保に努めています。

最後に、管理運営として、安全・安心な食事提供の継続、計画的な設備の改修、閑散期の利用促進を図って行くことが課題です。以上です。

【委員長】

事務局から説明が終わりましたが、ご質問、ご意見を受けることとします。

【委員】

施設もコロナ禍の間は、食事は黙食、お風呂は黙浴でありましたが、現在は黙食も解かれ楽しく食事をされていると伺っています。先程、施設見学の際、今もお風呂に黙浴の掲示がされてい

ましたが、その理由と利用者アンケートでの不満の声に何かあれば聞かせください。

【指定管理者】

黙浴の掲示については、家族の利用で子供さんと一緒に入浴される場合があり、他の利用者に迷惑をかけず静かに入って頂くために、継続的に掲示しています。また、利用者アンケートでの不満の声ですが、「一般利用申し込み手続きを WEB でできないか」という声を頂いており、部屋の確保だけではなく、部屋割りや利用される方が交代で使われる活動エリアの調整などの要因がからんでおり、その点をどのように解消するかハードルが高いと考えています。次に、「食事の改善」についての声を頂いており、物価上昇による材料費の高騰、それに伴い給食費の値段を上げざるを得ないなどの要素が重なり、内容に割高感がある声を聞いています。

【事務局】

給食料金の値段はいくらですか。

【指定管理者】

朝食が 6 2 0 円、昼食が 7 5 0 円、夕食が 9 0 0 円です。

【委員】

コロナの影響のあった 2 年前と比較し利用者も増加し、食堂事業者も安定した収入を得ていると思いますが、食堂事業者と従事者との関係性はどうか。

【指定管理者】

委員の言われるように、利用者も増加しており給食料金を値上げしたことにより、収入面では比べものにはならない状態であるとは思いますが、従事者不足の中、物価高にもなっていますし、朝昼晩の提供が続くことにより従事時間が長くなり人件費が割り増しになるなど、目に見えない負担が出ていると聞いており、なんとかやり繰りしている状況です。

【委員】

給食で雇用している方は、常勤かその都度での雇用ですか。

【指定管理者】

現在、常勤 4 人の従業員がローテーションで働いており、大変な中頑張ってもらっています。

【委員】

WEB 申し込みの件は、別の指定管理者施設でも持ち上がった問題であり、市側に予算をとる結論ではありましたが、こちらの施設ではホテルではなく、部屋割りなどの問題で難しいとのことと一定の理解はしました。ところで、人員についてお尋ねしますが、スタッフ 1 0 人中、清掃及び用地管理スタッフ 4 人を除くと 6 人が利用者への対応を行っているかと理解して良いですか。

【指定管理者】

その通りです。

【委員】

夜間も交替ですか。

【指定管理者】

利用者の宿泊がある場合、基本的に宿直スタッフ1名及び警備員1名の計2名で対応し、プログラム上必要な場合は複数名での対応を行っています。

【委員】

私も長年、中学校に勤務をしていましたが、中学校にはほとんど、もくもくの里の情報が入ってこない状況であり、小学校が数多く宿泊利用していることは承知し、また、指導連絡会にも参加され周知されていますが、校長のみが知り多くの教員が施設そのものを知らないのが現状です。今後の中学校への利用促進を図るためにも現場の教員に周知できる方策を考えて頂きたい。

【委員】

現在の学年当たりの人数は何人ぐらいですか。

【委員】

学校の規模によつての違いはあると思いますが、約120名から180名程度ではないかと思っています。

【委員】

この施設の定員は何人ですか。

【指定管理者】

施設の定員は208名です。消防法での定員があるのでそれをクリアしなければならないことと、食堂での定員の問題があります。昨年、200名規模の他市の中学校の利用があり、食堂利用で不足数を補うために長テーブルを数多く出し対応した経緯があり、やはり手詰まり感がありました。以前勤務していました他市の施設でも同じ課題があり、先生方と話す機会の中で小学校の利用では自然体験学習が目的となっており、一方、中学校になると集団行動及び規律などに重きを置く目的となっている点で施設の利用目的とは合わないとのことでした。先程、中学校への利用促進の方策についての質問がありましたが、今後において吹田市内の中学校に情報が無いと進まないことではありますが、協会が取り組んでいるクラスビルディングやアクティビティなどについて各中学校に出向き説明するなど周知を図って行こうと思っています。

【委員】

高島市から来て頂いていますので、お話しをお願いできますか。

【委員】

教育委員会として子供たちに体験学習を行っておりますが、この施設を使う機会がなく来年度については、使わせて頂こうと思っています。即効性があるかどうかはわかりませんが、地元の子供たちが使用することにより、施設を知り利用する人が増えるよう広めて行きたいと思っています。

【委員】

現在、高島市の住民の利用はありますか。

【指定管理者】

わくわくキャンプの利用があり、それ以外では昨年度にこども園の利用がありましたが、つきのわぐまの目撃情報が施設近くであり、そのことでキャンセルとなり、それ以降利用されていないのが実情です。

【委員】

その点は、アプローチできるよう努力していきます。

【委員】

先程、施設見学した際に感じたのですが、非常に階段が多く、障がい者の方が利用するには大変なのかと思いました。高低差もあり、施設側として改善されるのか考えを聞かせて下さい。

【指定管理者】

階段が多いことはわかっており、車いすへの対応は人的フォローで行っています。市の予算のこともあり、個人的な見解になりますが、食堂裏と道路の段差が少ないため、スロープを作ればスムーズに出入りができること、また、地下のランドリーコーナーから進入路を作れば風呂場への移動も可能となるなど、今ある設備の最小の改修で出来るのではないかと思います。当然、市の予算との兼ね合いもありますが、考え方も含めて建物を活かした取り組みは可能と考えます。

【委員】

施設も古くなっており当然改修が必要ではありますが、年配の方や幼児など利用される方々が多岐にわたることも考慮し利用者目線に立った改修が必要となっており、市と相談しながら進めていかなくてはならないと考えます。

【委員長】

いろいろご意見がございましたが、他にないようですので、質疑応答を終わります。

これまで、施設見学や説明、そして質疑応答で確認いただいた内容をもとに、各委員が「モニタリング・評価シート」を記入いただくとともに、「指定管理者制度導入施設の第三者モニタリ

ング・評価により把握された内容及び対応策」を次回でまとめることとなりますので、準備をお願いします。それでは「5その他」について、事務局の方から、何かありますか。

【事務局】

委員長の説明にもありましたが、次回で「モニタリング・評価シート」と、「指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」を委員会としてまとめていただくこととなります。

委員の皆様の評価シートと把握された内容については、次回までに一覧を作成し、指定管理者に「対応策」の欄を記入いただきたいと思いますので、11月27日（月）までに事務局に提出いただきますようお願いいたします。

「モニタリング・評価シート」と、「指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」のシートがデータで必要な方は、申し出ください。

後ほど、お送りいたします。

次回は、12月7日（木）になります。なお、場所は変わらしまして、夢つながり未来館で予定しております。

【委員長】

以上をもちまして、本日の選定委員会は終了といたします。

委員各位におかれましては、長時間にわたり議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。